

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告

裁判ごっこ NEWS



4号(2023年8月12日)

発行・問い合わせ:「自由と人権」榎本(090-1884-5757)

1、チラシ配置拒否の次は、面談拒否、謝罪拒否、公表拒否か？！

本年5月17日、二審の東京高裁判決における逆転勝訴判決(被告東大和市の行政手続法第7条違反・国家賠償法第1条1項による損害賠償認定)があり、上告期限の5月31までに被告が上告しなかったことにより高裁判決が確定判決となった。

原告は本件に関する申入れをするため、市長との面談を要請する要請書を提出した(6月8日・同月22日)が、いずれも回答期限までに応答はなく、後日、面談の意志がないことを確認した(7月11日)。

面談を拒絶するいっぽう、伊藤中央公民館長に命じて、賠償金の支払い手続きの協力依頼書を原告に送付させるなど、倒錯した対応に終始している。

後にも述べるように、違法行為が認定されたのであれば、まず謝罪をすべきであり、そのうえでしかるべき処分と再発防止の策定となる。このような常識的な判断が市長にはできず、謝罪、公表までをすべてスルーして、カネだけ払って早急に幕引きを図ろうとしている。

チラシ配置拒否をした職員も職員だが、面談、謝罪を拒否する市長も一蓮托生である。感心してもらえないが、そう考えれば宜なるかなという気もしないではない。

2、判決の重大性を認識しようとしぬ市長

表現の自由に関わる本件チラシ配置拒否事件は、けして軽微な事案ではない。判決には、表現の自由の侵害という直接的な表現はないものの、「控訴人は、表現行為の産物である本件チラシの掲示が認められないため、やむなく本件記載部分を修正した」「これによって精神的苦痛を被った」(高裁判決文9P(5)控訴人の損害)と、事実上表現の自由の侵害があったことを認定している。

しかるに市長は5月15日の答弁で、等価として比較すべきでない一審と二審の判決について「一審で市側勝訴、二審で市側一部敗訴となり、裁判所でさえ判断が分かれる事案でありました」と発言している。「裁判所でさえ判断が分かれる事案」という表現自体も不相当ではあるが、「二審で市側一部敗訴」に関しては虚偽の疑いさえある。

行政にとって、その処理の違法性が指摘され、原告に損害を与えたことが認定され、賠償を命じられたことが何より重大であり、本判決の根幹もそこにある。このことを認識しない限り、反省や謝罪、再発防止などは望むべくもない。

げんに市長答弁では、「公民館の適切な運営に一層努めてまいります」とするだけで、反省や謝罪については一言もない。言葉とは裏腹に、本件事案を軽微なものに見せかけようとする^{こと}のみが浮き彫りになっているのである。

加えて言えば、「適切な運営に一層努めてまいります」とは、発言前段に「これまでも適切な運営に努めてきたが」というニュアンスを込めている。しかしその結果がチラシ配置拒否だったのだから、盗人

3、謝罪や処分なしに再発防止はあり得ない

福井県の小学校教諭が、15 年間にわたって児童に対してセクハラ行為をしていたにもかかわらず、処分もされず記録にも残されなかった（おそらく公表さえしていなかったのだろう）ため、ついに逮捕にまで至ったという記事である。

ことほど左様に、処分・公表のないところに再発防止はあり得ない。教育委員会の官僚も、セクハラ教諭が逮捕されるまで、ことの重大性を認識していなかったのだろう。子どものことを第一に考えるべき教育長さえ、自己責任を認識しているかどうかさえ疑わしい。

翻って、東大和市ではどうか。
言わずもがなである。

4、世の^{なら}倣い

違法な行為をしたら被害者に速やかに謝罪し、二度と再び同様の事態が起きないようにするというのが、世の

倣いである。ところが東大和市長は、裁判所から謝罪まで求められていないから面談すらしない、事実の公表を行うようにとの命令が判決文にはないからその必要はないという存念のようだ。

どこかで聞いたような話ではないか。千葉県長生村の村議会議長が「検察に酒をやめろと言われたが、議員を辞めろとは言われていない」を彷彿とさせる。

原発事故を起こした東京電力でさえ、本年 1 月の判決に従って原告住民に謝罪している（2023.7.17 東京新聞）。判決は損害賠償金の支払いを命ずるが、謝罪までは求めている。

また、2014 年の九条俳句掲載拒否事件では、最高裁まで争われたが、俳句不掲載は違法とし、被告さいたま市に損害賠償を命じた東京高裁判決が確定した。この件でも、判決は謝罪や掲載までは命じていないが、さいたま市は原告に謝罪をし、改めて俳句を掲載した。

【2019 年 2 月 1 日朝日新聞埼玉版】

教員わいせつ事案 「グレー」が「白」に?



保護者説明会で謝罪する林晃司
坂井市教育長＝福井県坂井市で

勤務先の小学校で女子児童の胸を触ったとして強制わいせつ容疑で逮捕、起訴された福井県の高橋が、運くとも15年前から同様の行為を繰り返していた疑いが浮上した。ただ、人事情報に記録が残る処分に至った例は少なく、転勤を重ねるうち「グレー」が「白」に変わった可能性が大きい。専門家は、密室でのわいせつ事案は事実解明が難しい上、繰り返されるケースも多いため「処分に至らなくともしっかり情報共有すべき」と強調する。

「子どもへの教育環境を整えておいてあげる。心からわび申上る。」

「『附設宗教教育』とあるが、公判中の逮捕を受け、五月三十日に動きを止めた福井市立小で開かれた保護者説明の冒頭、林野副教育長は深々と頭を下し、二〇〇一年も当時勤務していた福井市立小で女児を性虐待したと自白するようになったにもかかわらず、坂井市教委が把握していなかった」とも話しているが、「保護者一人一人は、情眼共有者だった」とはあり得ない話だ。と憤った。

坂井市立小は昨年十一月にも女児が頭を打つた」と被害者証言が、当時校長が「距離感が近すぎ」と注意していた。

県の規程は、減給や戒告などの懲戒処分は教員の人事記録ファイルに明示するが規定、一方、懲戒処分を必要とした事案は記録に残す必要はない。

県教委によると、口頭で情状を引き継ぎ、市町村教委に連絡したりする」とあるが、明確な基準がなく、伝えるべきか、伝えるべきでないかは校長の自由裁量次第な

「確定してないものを、まだ『本人の名義で懲戒すること』と（県）教育関係者と」との考えが強く、伝達されないことが多いとされる。

ＩＳＯ法人、スクールセクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワークの亀井明子代表は昨年十月の取材について、頭を打つたなどの女児の被害で「それに対する対応の問題」。「他の被害も女児に限定性があっても、性被害を相殺して被害者を教員より深刻に捉えなかった」と指摘する。

る。「確定してい

敗訴確定の東電 住民に謝罪

南相馬に「被害と混乱」

東京電 福島第一原発事故で古くは奪われ、福島県南相馬市や町田区の住人が起こした損害賠償請求訴訟で敗訴が確定した東電は十六日、幹部が同市を訪れ、原告に「事故取り返しのない被害と混乱を及ぼした」と謝罪した。

原告側団を訴す東電の月を被ったこと。昨年十一月の仙台高裁判決で東電が津波被害を意図した批判の一環福島地裁計約七億七千九百万円支払いを命令。東電は「原告が国の賠償基準の取り下げを踏まえて、生活に必要でない」とこの日は東電の高橋一嘉福島本社長が、小川智明社長名義の謝罪文を、読売、毎日各紙に切に育たせ、生活を変えてほしいと。高裁判決の指摘は真摯に受け止め、事故の責任を痛感している」と、原告団の末代団長熊手生さんには「謝罪は素直に受け止めた。しかし賠償が計画通りに実施できなかったら、真の意味で津波の貫徹を定める」と述べた。

東電は同県いわき市民による同訴訟も敗訴を認めて、十七日に原告側へ謝罪する。



原告団の牛来広団長代行左に謝

九条俳句 やつと決着

公民館だより掲載 さいたま市側謝罪

「梅雨だ」「九ツ罌の女性性」と詠み俳句が、さいま市の一環公民館より一たび掲載された。問題は、市教委が「日に一着の女性性」に準拠し、1日発行の公民館だり2月号に掲載された。この4月半ばに決着した。市で最高裁まで争い、不掲載は違法との司法判断で勝った女性は「このことを思い煩わぬ日はなかった」と振返る。ほとんどの表現を見よ。

【九条俳句不掲載損害賠償等請求事件】
号に、俳句一句を掲載しないとした事に関しての
年12月20日の最高裁判所の棄却決定等により、
件俳句の掲載請求権を有していないとした。非
掲載であり、人格的利益を違法に侵害したと、
け止め、今後は、このような事態が生じないよう
民館における学習活動の充実を図ってまいります

梅雨空に 「九条守れ」の 女性デモ

不掲載を巡る最高裁決定の報告とともに
に「公民館だより」に掲載された俳句



作者の女性（左）に謝罪し、頭を下げる細

感謝深い。「最高裁決定後（謝罪や掲載が）ためにもたらされたま市に住むひととが恥ずかしうくらに現れていった」と話した。

女性は何句会以外の活動でも公民館をよく利用しているという。「公民館は最近で安心して使える場所。これから思想信条で差別するようなことはなくしてほしい」と望んだ。

（森治文・菅原真）

三顧公民館だよりはB用紙の両面に書かれ、毎1日に2千部郵を発送。戸に回覧。公民館施設の示板や棚にも置かれていた。三顧俳句会の句は「指馬」の一番下が「指馬席。この句の本家」。

14年7月号に載るはずだったが、1967年6月後の月号に判決内容の説明をえて裏面下に掲載された。31日た、刷り上がったものの公民館だよりを見つけた女性は「正式なルー」で登